

# 文教警察企業常任委員会資料

( 当 初 )

令和4年3月8日～11日

教 育 委 員 会



# 目 次

## 【提出議案】

議案第1号	令和4年度宮崎県一般会計予算	-----	1
議案第15号	令和4年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算	-----	1
議案第16号	令和4年度宮崎県育英資金特別会計予算	-----	1
令和4年度当初予算 新規・改善事業等一覧 -----			2
<< 主な新規・改善重点事業等 >>			
{	①	未来を拓く！特別支援学校「自立と社会参加」推進事業	----- 3
	②	県民みんなで家庭教育応援事業	----- 5
	③	部活動改革推進事業	----- 7
		天皇杯獲得を目指した競技力向上対策	----- 9
	④	ふるさとの宝を未来へつなぐ 文化財情報整備事業	----- 11
	⑤	みやざきの子どもを守る総合支援事業	----- 13
<< 債務負担行為 >>			
	練習環境整備事業	-----	15
議案第23号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を 改正する条例	-----	17

## 【その他報告事項】

令和4年度宮崎県教育委員会事務局組織改正案について	-----	18
宮崎県立特別支援学校教育整備方針の策定について	-----	19

(議案第1号)

## 令和4年度宮崎県一般会計予算

(議案第15号)

## 令和4年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算

(議案第16号)

## 令和4年度宮崎県育英資金特別会計予算

【単位：千円】

会計	所 属	令和4年度 当初予算	令和3年度 当初予算	増減額	対前年度比
一 般 会 計	教 育 政 策 課	3,129,111	3,167,223	▲ 38,112	98.8%
	財 務 福 利 課	4,913,280	4,282,599	630,681	114.7%
	高 校 教 育 課	3,589,090	3,753,819	▲ 164,729	95.6%
	義 務 教 育 課	139,976	143,488	▲ 3,512	97.6%
	特 別 支 援 教 育 課	429,808	465,192	▲ 35,384	92.4%
	教 職 員 課	92,519,812	94,488,114	▲ 1,968,302	97.9%
	生 涯 学 習 課	685,408	562,051	123,357	121.9%
	ス ポ ー ツ 振 興 課	2,800,373	1,476,724	1,323,649	189.6%
	文 化 財 課	484,478	476,563	7,915	101.7%
	人 権 同 和 教 育 課	113,153	127,100	▲ 13,947	89.0%
	合 計	108,804,489	108,942,873	▲ 138,384	99.9%
特 別 会 計	財 務 福 利 課 ( 県 立 学 校 実 習 事 業 )	238,010	216,341	21,669	110.0%
	財 務 福 利 課 ( 育 英 資 金 )	3,588,750	3,092,892	495,858	116.0%
	合 計	3,826,760	3,309,233	517,527	115.6%
	総 計	112,631,249	112,252,106	379,143	100.3%

令和4年度当初予算 新規・改善事業等一覧

番号	課名	事業名	事業費 (単位：千円)	説明
1	財務福利課	宮崎県育英資金滞納整理推進事業	10,321	
財務福利課 計			10,321	
2	高校教育課	◎新時代に対応した高校授業改革推進事業	2,183	
3	高校教育課	持続可能な宮崎の担い手育成推進事業	3,921	
4	高校教育課	キャリア教育活性化事業	12,402	
5	高校教育課	◎みやざきで働こう！高校生県内就職促進事業	36,744	
高校教育課 計			55,250	
6	特別支援教育課	◎新未来を拓く！特別支援学校「自立と社会参加」推進事業	1,651	○
特別支援教育課 計			1,651	
7	生涯学習課	◎県民みんなで家庭教育応援事業	1,552	○
8	生涯学習課	◎県立図書館の衛生環境改善事業	4,697	
9	生涯学習課	◎旅する美術館・旅してアート事業	4,275	
生涯学習課 計			10,524	
10	スポーツ振興課	◎部活動改革推進事業	34,573	○
11	スポーツ振興課	◎運動大好き！子どもの体力アップ事業	2,437	
12	スポーツ振興課	みやざきの次代を担う少年競技力育成事業	62,684	○
13	スポーツ振興課	国体選手強化事業	32,057	
14	スポーツ振興課	国体選手等サポート推進事業	7,866	
15	スポーツ振興課	競技力向上対策本部運営事業	4,000	
16	スポーツ振興課	チームみやざき強化アドバイザー招へい事業	20,000	
17	スポーツ振興課	世界へはばたけ！宮崎ワールドアスリート発掘・育成プロジェクト	23,473	
18	スポーツ振興課	◎新頑張れチームみやざき！広報サポート事業	800	
19	スポーツ振興課	◎新ふるさと選手活動支援事業	10,050	
20	スポーツ振興課	◎新ターゲットエイジ強化プロジェクト	20,000	
スポーツ振興課 計			217,940	
21	文化財課	◎新発掘成果地域還元事業「ふるさとの遺跡再発見」	2,090	
22	文化財課	◎新ふるさとの宝を未来へつなぐ 文化財情報整備事業	2,426	○
文化財課 計			4,516	
23	人権同和教育課	◎みやざきの子どものを守る総合支援事業	89,988	○
24	人権同和教育課	◎学校と地域がつながる安全教育推進事業	3,736	
人権同和教育課 計			93,724	
総 計			393,926	

# ㊦ 未来を拓く！特別支援学校「自立と社会参加」推進事業

特別支援教育課

## 1 事業の目的・背景

特別支援学校の幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を推進するため、特別支援学校における教育の充実や教育体制の推進を図る。

## 2 事業の概要

(1) 予算額 1,651千円

(2) 財源 全額一般財源

(3) 事業期間 令和4年度から令和6年度まで

### (4) 事業内容

- ① 社会的自立を見据えた職業教育及びそれを支える資質・能力を培う教育の充実 (1,110千円)
  - ・ 新時代に対応し就労につながる作業学習の開発
  - ・ 自立につながる就労支援の推進
  - ・ 研究指定校におけるICTを活用した指導方法の研究及び公開授業の実施
- ② 教育的ニーズに応じた専門性を支える教育体制の推進 (541千円)
  - ・ 学校支援アドバイザーの派遣

## 3 事業効果

職業教育や自立を目指した取組、外部専門家との連携により、新しい時代を生きていく幼児児童生徒の障がいによる生活や学習上の困難を改善・克服するための特別支援学校の教育の充実が図られる。

# 〔新〕未来を拓く！特別支援学校「自立と社会参加」推進事業

## 自立と社会参加の実現

### 特別支援学校における教育の充実

#### ① 社会的自立を見据えた職業教育及びそれを支える資質・能力を培う教育の充実

##### 新時代に対応し就労につながる作業学習の開発

時代のニーズや職業コース導入を踏まえた作業学習の充実

看護補助・介護、パソコン分野、スクールサポートスタッフ業務等の種目の開拓



##### 検定指導者の養成



外部講師研修  
指導者養成の仕組み作り

##### 自立につながる就労支援の推進

自立支援推進員による職場開拓と離職防止のための取組



就労、離職防止、生活相談、職場実習指導、巡回指導の実施

##### 研究指定校におけるICTを活用した指導方法の研究及び公開授業の実施

職業教育・自立活動等の授業研究



#### ② 教育的ニーズに応じた専門性を支える教育体制の推進

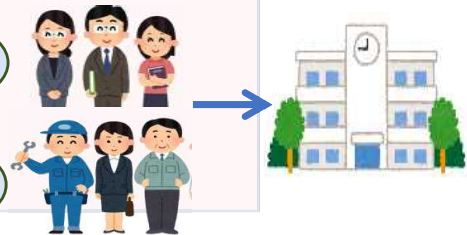
##### 学校支援アドバイザーの派遣

学校の課題解決を図るため専門家の知見を活用

地域の外部専門家との連携による教育の充実

OT PT ST  
福祉 大学

雇用 企業  
事業所



みやぎき特別支援教育推進プラン（平成30年11月）

### 特別支援学校におけるキャリア教育

障がいの状況を踏まえて児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、生活上の困難を克服できる資質や能力を高め、社会的な自立を育てる

## ㊦ 県民みんなで家庭教育応援事業

生涯学習課

### 1 事業の目的・背景

家庭教育を行う保護者を支援するため、学習機会や情報の提供、人材の育成、環境づくりを行い、県民総ぐるみで家庭教育を支援する機運の醸成を図る。

### 2 事業の概要

(1) 予算額 1, 5 5 2 千円

(2) 財 源 国庫支出金 5 1 7 千円  
一般財源 1, 0 3 5 千円

(3) 事業期間 令和4年度から令和6年度まで

### (4) 事業内容

- ① 学びのアップデート（家庭教育に関するプログラムの充実） (779千円)
  - ア 「みやざき家庭教育サポートプログラム(以下、サポ・プロ)」の活用・派遣
  - イ 家庭教育支援に関する取組の広報及び啓発
- ② 人材の育成 (547千円)
  - ア 「サポ・プロ」トレーナー（一般・大学生）の養成や資質向上の研修会の実施
  - イ 各地域における家庭教育応援会議の実施（県内7地区）
- ③ 環境づくり (226千円)
  - ア 家庭教育支援に関する有識者等による推進会議
  - イ 庁内関係各課との連絡会
  - ウ 各市町村担当者への研修会

### 3 事業効果

家庭教育支援に係る組織的な対応の促進、人材育成、広報・啓発を行うことにより、家庭の教育力の向上と地域による支援の強化につながり、県民みんなで家庭教育を応援する支援体制の推進を図ることができる。

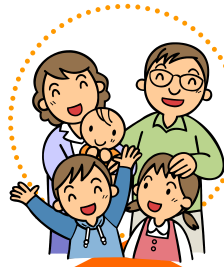


改

# 県民みんなで家庭教育応援事業

コロナに負けるな！  
みんなで家庭を応援！

地域学校協働活動  
の推進！



みやざきの子ども達が地域の宝として愛情を受け、  
健やかに成長できる宮崎の実現



☆いつでも、どこでも、誰でも学べる家庭教育支援

☆切れ目ない家庭教育支援

☆地域ぐるみでの家庭教育支援

① 学びのアップデート

② 人材の育成

③ 環境づくり

○家庭教育サポートプログラムの活用・派遣

- ・新プログラム（全39案）の活用
- ・各課と連携した周知・派遣

○広報及び啓発

- ・県政テレビやSNSによる周知・啓発
- ・リーフレットの作成



○家庭教育サポートプログラムに係る研修会等の実施

- ・トレーナー養成研修会
- ・大学生トレーナー養成講座
- ・トレーナースキルアップ研修会
- ・地域でサポート！家庭教育応援会議！

○組織的な家庭教育支援の促進

- ・庁内連絡会議
- ・家庭教育サポート推進会議
- ・市町村家庭教育支援担当者会



家庭の教育力の向上

地域による支援の強化

## 課題

●学校においては、保護者の学びの提供ができない。

●市町村行政では、家庭教育を支える人材の確保ができない。

●地域においては、地域住民による支援ができない。

コロナ禍の影響



家庭の教育力の低下

保護者の孤立化



子育てに不安を抱える保護者

地域のつながりの希薄化



## ㊦ 部活動改革推進事業

スポーツ振興課

### 1 事業の目的・背景

公立中学校及び県立学校における教員の負担軽減を図るため、部活動指導員を配置する。また、部活動指導員配置の趣旨等の周知徹底を図るとともに、効率的な部活動運営を推進するため、部活動指導員や運動部顧問及び外部指導者に対しての研修会を実施する。

### 2 事業の概要

(1) 予算額 34,573千円

(2) 財源 国庫支出金 9,825千円  
一般財源 24,748千円

(3) 事業期間 令和4年度から令和6年度まで

#### (4) 事業内容

- ① 部活動指導員配置事業（市町村立中学校、県立学校） (34,174千円)  
教員の負担軽減につながる部活動指導員の配置
- ② 部活動効率化研修事業 (399千円)  
効率的な部活動運営を推進するための部活動指導員や運動部顧問及び外部指導者  
に対しての研修会の実施

### 3 事業効果

部活動指導員を配置することにより、教員の時間外業務時間が削減されるとともに、教員の心理的負担が軽減される。また、部活動指導員による効果的・効率的な指導が行われることにより、競技力が向上する。

# 部活動指導員配置事業

## 働き方改革



部活動指導員



部活動指導員



部活動指導員



部活動指導員の職務：専門的な実技指導 学校外での活動の引率 事故が発生した場合の現場対応 等



時間外業務時間削減



心理的負担軽減



ワークライフバランスの  
実現

### 部活動指導員配置数（中学校）

R3 R4 R5 R6

働き方改革

60名

77名

各校1名 126名

### 部活動指導員配置数（県立学校）

R3 R4 R5 R6

働き方改革

6名

各校1名 37名

※ R5年度以降の配置数は見込み

# 天皇杯獲得を目指した競技力向上対策

スポーツ振興課  
財務福利課

## 1 事業の目的・背景

令和9年度に本県で開催予定の「第81回国民スポーツ大会」において天皇杯獲得を目指すとともに、大会終了後も安定した競技力を維持し、スポーツランドみやぎの展開などスポーツを核とした地域振興を図るため、宮崎県競技力向上基本計画に基づき、効果的な競技力向上対策に積極的に取り組む。

## 2 事業の概要

(1) 予算額 1,938,462千円

(2) 財源	国庫支出金	200,100千円
	宮崎県スポーツ推進基金	2,009千円
	国スポ・障スポ開催基金	512,657千円
	スポーツ振興くじ助成金	8,000千円
	県債	1,070,100千円
	一般財源	145,596千円

(3) 事業期間 令和2年度から令和9年度まで

## (4) 事業内容

- ① 推進体制の整備・充実 (4,000千円)
  - ・ 官民一体となった競技力向上対策本部の組織体制の強化
  - ・ 強化対策委員会や各専門委員会の活動の充実
- ② 選手の発掘・育成・強化 (256,322千円)
  - ・ 少年種別、成年種別それぞれの強化合宿補助や選手発掘・活動支援
  - ・ 新規事業～ターゲットエイジ強化、ふるさと選手活動支援
- ③ 指導体制の充実・強化 (21,887千円)
  - ・ 全国的に著名な指導者を本県チームのアドバイザーとして招へい
  - ・ 国内トップレベルの研修会やトップチームに本県指導者を派遣

④ 環境条件の整備

(1,656,253千円)

- ・ 選手の体調等のデータ管理やチームへのアスレチックトレーナーの派遣
- ・ **新規事業**～県全体の機運醸成のための広報活動（代表選手等の紹介等）
- ・ 選手の育成や強化の拠点となる「練習拠点施設」等の整備

[整備計画（完成年度） ※R5年度以降は予定]

R3 新設：アーチェリー場

R4 新設：水球プール、体操場、相撲場、照明（補助球技場）

R5 新設：屋内走路、照明（陸上競技場）

改修：富田浜漕艇場浚渫、ライフル射撃競技場、合宿所

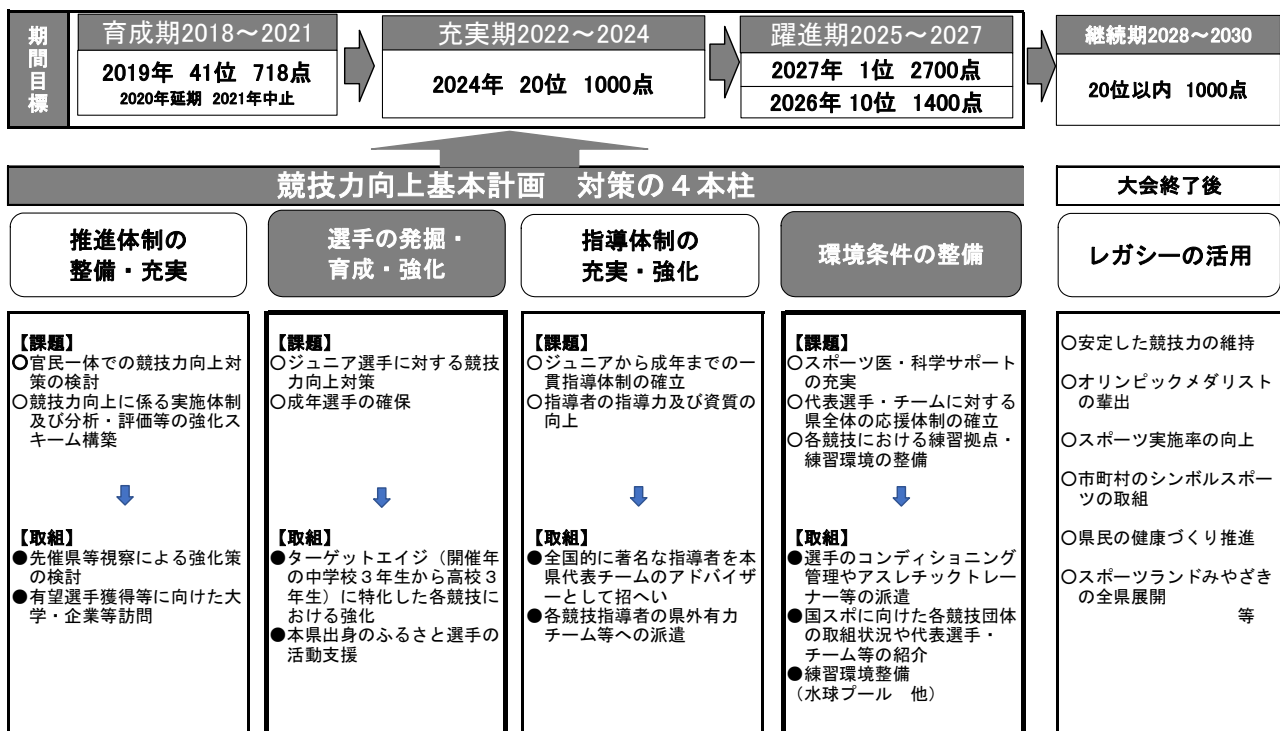
R6 新設：スポーツクライミング施設（リード壁、ボルダリング壁）

改修：自転車競技場

3 事業効果

少年種別・成年種別それぞれに対しての効果的な強化支援により、天皇杯獲得に向けた競技力向上が図られる。また、本県の競技力の維持・向上やスポーツの振興、スポーツランドみやぎの展開等にも寄与できる。

官民による『宮崎県競技力向上対策本部』を中心とした推進体制



# ㊦ ふるさとの宝を未来へつなぐ 文化財情報整備事業

文化財課

## 1 事業の目的・背景

近年の激甚化・頻発化する災害から貴重な文化財を未来へ守りつないでいくとともに、文化財の指定等のさらなる推進を図るため、市町村と連携し、県内の未指定を含めた文化財の調査及び文化財情報のデータベース化を行う。

## 2 事業の概要

(1) 予算額 2, 4 2 6 千円

(2) 財源 全額一般財源

(3) 事業期間 令和4年度から令和6年度まで

### (4) 事業内容

- ① 文化財の情報整備 (338千円)
  - ア 文化財に関する写真や図面等の収集・デジタル化
  - イ 文化財情報のリスト作成及びデータベース化
- ② 未指定を含めた文化財調査 (761千円)
  - ア 文化財の現況及び所在把握のための調査
  - イ 未指定文化財の掘り起こしのための調査
- ③ 国指定・県指定に向けた文化財詳細調査 (1, 327千円)
  - ア 専門家を招へいしての文化財の詳細調査

## 3 事業効果

県内文化財に関する情報を把握・一元化することにより、災害発生時に被災文化財の迅速な救出・復元が可能になるとともに、文化財の基本情報を基に文化財指定の推進を図ることができる。

また、文化財の保存・活用に関する市町村の取組を支援することにより、市町村職員の人材育成も図られ、県民の財産である貴重な文化財の滅失防止に資する。

# ⑨ふるさとの宝を未来へつなぐ文化財情報整備事業

## 文化財を取り巻く状況

有形文化財：建造物、美術工芸品、  
有形民俗文化財など

所有者・住民の高齢化  
地域の過疎化  
自然災害の発生

### 自然災害による文化財の被災

地震による被害：東日本大震災  
豪雨による被害：関東・東北豪雨



文化財の盗難・滅失・損壊



文化財レスキュー



文化財基本情報の重要性

## 県：文化財保存活用大綱（令和3年度策定）

### 文化財基本情報の整備

#### ①文化財の情報整備

- ・文化財の所在確認
- ・文化財資料のデジタル化
- ・文化財情報のデータ作成

#### ②未指定を含めた文化財調査

R 4：県北地域

R 5：県央地域

R 6：県南・県西地域

文化財調査員

#### ③国指定・県指定に向けた文化財詳細調査

## ㊦ みやざきの子どもを守る総合支援事業

人権同和教育課

### 1 事業の目的・背景

公立学校における生徒指導上の様々な課題に対応するために、スクールカウンセラー等の専門家の配置・派遣を拡充し、電話相談窓口とあわせて教育相談体制を充実させるとともに、いじめ問題に係る支援体制整備といじめの未然防止の取組の充実を図る。

### 2 事業の概要

(1) 予算額 89,988千円

(2) 財源 国庫支出金 29,374千円  
一般財源 60,614千円

(3) 事業期間 令和4年度から令和6年度まで

#### (4) 事業内容

- |                            |            |
|----------------------------|------------|
| ① スクールカウンセラー（SC）の配置・派遣     | (58,782千円) |
| ② スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置・派遣 | (24,278千円) |
| ③ 教育相談窓口の運用                | (5,069千円)  |
| ④ いじめ問題の解決に向けた取組           | (413千円)    |
| ⑤ いじめの未然防止に向けた取組           | (258千円)    |
| ⑥ ネットトラブル等の未然防止の取組         | (1,188千円)  |

### 3 事業効果

スクールカウンセラー等の配置・派遣や電話相談窓口の運用により、問題の未然防止と早期対応が図られ、子どもの心理的負担を軽減することができる。

児童生徒が主体となったいじめの未然防止やネットトラブル等の未然防止などに取り組むことにより、教育相談とあわせて総合的な生徒指導体制を構築することができる。



## 生徒指導上の諸課題への対応

### 教育相談の充実

1

#### スクールカウンセラー (SC)の配置・派遣

- ・ 小学校11エリア (229校) に1人ずつ配置  
(1エリアあたり146時間)
- ・ 中学校83校に1人ずつ配置 (1校あたり134時間)  
派遣中学校11エリア (40校) に1人ずつ配置  
(1エリアあたり33時間)
- ・ 県立学校4エリア (52校) に1人ずつ配置  
(1エリアあたり160時間)
- ・ 電話相談・来訪相談1人配置 (48時間)

2

#### スクールソーシャルワーカー (SSW)の配置・派遣

- ・ 北部教育事務所 3人 (うちス・パ・バ・イザ-1人・450時間)
- ・ 中部教育事務所 4人
- ・ 南部教育事務所 3人 (うちス・パ・バ・イザ-1人・450時間)
- ・ 市町村単独配置 10人 (1人あたり700時間)

3

#### 教育相談窓口の運用

- ・ 24時間子供SOSダイヤルによる対応



### 6つの取組で生徒指導体制を総合的に強化

4

#### いじめ問題の解決に向けた取組

- ・ 県いじめ問題対策連絡協議会の開催
- ・ 県いじめ問題対策委員会の開催
- ・ 県立学校で発生したいじめに対応する緊急支援

5

#### いじめの未然防止に向けた取組

- ・ 県内3小学校と4中学校を推進校に指定
- ・ いじめ問題子供サミットを開催

6

#### ネットトラブル等の未然防止の取組

- ・ 管理職を対象とした研修の開催
- ・ ITアドバイザー派遣回数増加
- ・ ネットいじめ目安箱の運用
- ・ ネットパトロールの実施
- ・ 啓発用リーフレットを作成

### 未然防止の取組の充実

## 《債務負担行為（追加）》

### 練習環境整備事業 （屋内走路建設工事）

スポーツ振興課

#### 1 概要

国民スポーツ大会に向けた競技力向上のための練習環境整備の一環として、宮崎県総合運動公園に整備する屋内走路について、令和4年9月に設計・施工一括発注方式により発注するため債務負担行為の設定を行うもの。

#### 2 限度額

200,000千円

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 債務負担行為 (限度額)	合計
200,000	200,000	400,000

#### 3 期間

令和4年度から令和5年度まで

#### (参考)

##### ○ 整備概要

- ・構造：鉄骨造
- ・階数：平屋
- ・延床面積：1,600㎡程度
- ・主な機能：100m及び110mトラック5レーン、走り幅跳び、三段跳び用砂場、棒高跳び用突き箱

##### ○ 整備場所

陸上競技場と第二陸上競技場に隣接

##### ○ 今後のスケジュール（予定）

令和4年 2月 令和4年度当初予算（債務負担行為）議案提出  
6月 入札公告  
9月 設計・施工着手（工期10箇月）  
令和5年 6月 完成

## 《債務負担行為（追加）》

### 練習環境整備事業 （陸上競技場、第三競技場改修工事）

スポーツ振興課

#### 1 概要

宮崎県総合運動公園の陸上競技場及び第三競技場の公認継続に必要な改修工事に係る事業費について、工期が令和5年度までにまたがるため、債務負担行為の設定を行うもの。

#### 2 限度額

244,114千円

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 債務負担行為 (限度額)	合計
27,124	244,114	271,238

#### 3 期間

令和4年度から令和5年度まで

#### (参考)

##### ○ 工事概要

- ① 陸上競技場  
インフィールドの芝の嵩下げ 等
- ② 第三競技場  
走路改修 等

##### ○ 今後のスケジュール（予定）

- 令和4年 2月 令和4年度当初予算（債務負担行為）議案提出
- 11月 入札公告
- 令和5年 1月 建設工事着手（工期8箇月）
- 8月 完成

## 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

スポーツ振興課

### 1 改正理由

県立学校体育施設照明施設使用料について、使用料を徴収する施設区分の見直しに伴い、関係規定の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

- ① 別表第1（第2条関係）の区分の「体育館」を「屋内体育施設」に、「屋外運動場」を「屋外体育施設」に改める。
- ② 「屋外体育施設」の中に「運動場」「テニスコート」「弓道場」「アーチェリー場」の区分を設ける。

### 3 施行期日

令和4年4月1日

【その他報告事項】

令和4年度宮崎県教育委員会事務局組織改正案について  
 <令和4年4月1日改正>

教育政策課

組織改正の内容（主要事項）

□ 競技力向上推進室の設置

令和9年に本県で開催される国民スポーツ大会での天皇杯獲得に向け、競技力向上の取組のさらなる充実・強化を図るため、スポーツ振興課内に「競技力向上推進室」を設置する。

現 行	改 正 後
<p>【スポーツ振興課】</p> <pre>                     課長 ─┬─ 課長補佐 (総括) ─┬─ 管理担当                     │                               │                     │                               └─ 学校体育担当                     └─ 課長補佐 (指導) ─┬─ 競技スポーツ担当   │   └─ 施設整備担当   │   └─ 生涯スポーツ担当   │   └─ 健康教育担当                 </pre>	<p>【スポーツ振興課】</p> <pre>                     課長 ─┬─ 課長補佐 (総括) ─┬─ 管理担当                     │                               │                     │                               └─ 学校体育担当                     └─ 課長補佐 (指導) ─┬─ (廃止)   │   └─ (廃止)   │   └─ 生涯スポーツ担当   │   └─ 健康教育担当                 </pre> <p>【競技力向上推進室】</p> <pre>                     室長 ─┬─ 競技力向上担当                         │                         └─ 施設整備担当                 </pre>

※ 推進室の設置に伴い、スポーツ振興課の競技スポーツ担当及び施設整備担当を廃止する。

# 宮崎県立特別支援学校教育整備方針の策定について

特別支援教育課

## 1 策定の趣旨

宮崎県教育振興基本計画（令和元年策定）における「特別支援教育の推進」及び「安全・安心な教育環境の整備・充実」並びにみやざき特別支援教育推進プラン（改定版）（平成30年改定）における「安らぎと創造性のある教育環境の実現」に基づいた宮崎県立特別支援学校の教育環境の計画的な整備を行うために策定するものである。

## 2 経緯

令和3年12月 11月県議会定例会常任委員会（素案の報告）  
12月 パブリック・コメント  
令和4年 2月 2月定例教育委員会付議・決定  
3月 2月県議会定例会常任委員会報告

## 3 整備方針の概要

### （1）整備の基本方針

本方針の位置づけ、期間及び目的等

### （2）特別支援学校の現状と課題

- 在籍者数の増加
- 学部や障がい等に応じた教育課程の編成
- 生徒のニーズや障がいの状態に応じた職業教育の充実

### （3）特別支援学校の教育整備方針の内容

- ① 職業教育
- ② 教室不足への対応
- ③ 障がい種別に応じた教育
  - ア 視覚障がい教育
  - イ 聴覚障がい教育
  - ウ 知的障がい教育
  - エ 肢体不自由教育
  - オ 病弱教育

### （4）寄宿舎

## 4 パブリック・コメントについて

### （1）意見募集期間

令和3年12月13日（月）から令和4年1月13日（木）まで

### （2）意見件数

10件（6名）

### （3）意見への対応について（別紙のとおり）

いただいた意見を参考に一部修正を行った。

## 宮崎県立特別支援学校教育整備方針（素案）に関するパブリック・コメント

No.	頁	御意見の趣旨	県の考え方
1	1	特別支援学校だけではなく、通常の学級や特別支援学級でもいわゆるグレーゾーンの児童生徒が増加しており、必要な支援が届くような取組を希望する。	小・中・高等学校の通常の学級や小・中学校の特別支援学級における特別な支援が必要な児童生徒に対する教育については、児童生徒一人一人の多様な学びを支援し、各学校において切れ目ない支援ができる体制の更なる充実を図りたいと考えております。
2	2	整備に取り組む際の「優先順位」の判断基準を明確にしておく方がよい。	8ページの教育整備方針の内容について、重要性、緊急性、実現可能性など、多面的な視点から整備に向けた検討を行い、早期に整備が可能なものから着実に進めていきたいと考えております。
3	5	知的障がい者を対象とした特別支援学校の在籍者が増加し、教室不足が生じる見込みとのことであるが、厳しい財政状況の中においても、全ての児童生徒が在籍できることを願っている。	特別支援学校において、対象となる全ての幼児児童生徒が、安心して適切な教育を受けられるように環境を整備することが大切であると考えております。
4	5	知的障がい者を対象とした特別支援学校の在籍者の増加に伴う教室不足の解消や生徒のニーズに合わせた幅広い実践的な指導が必要であると考える。	知的障がい特別支援学校の教室不足の解消については、各校の状況に応じて計画的に取り組んでまいります。また、在籍する児童生徒の障がいの重度・重複化、多様化に対応した専門的な指導の充実を図ってまいります。
5	5	生徒の将来の就職を考えると、県立高等学校においても、いわゆるグレーゾーンの生徒が学べる特別支援学級やコースを設置し、高等学校の生徒と共に学べるようにする必要があると考える。	高等学校における特別な支援が必要な生徒に対する教育については、生徒一人一人の多様な学びを支援し、各校において切れ目ない支援ができる体制の更なる充実を図りたいと考えております。
6	6	高等学校に準ずる教育を行う高等部が延岡しるやま支援学校にしかないことは、遠方の生徒や保護者の立場に立つと問題であり、県央部の肢体不自由特別支援学校にも高等学校に準ずる教育課程が置かれることを願っている。	県央部の肢体不自由特別支援学校高等部において、高等学校に準ずる教育課程の編成を進めてまいります。

No.	頁	御意見の趣旨	県の考え方
7	7	<p>高等特別支援学校の対象となる知的障がい軽度である生徒とは、どのような生徒を指し、これまで、どのような進路を選択していたのか。</p>	<p>高等特別支援学校の対象となる知的障がい軽度である生徒とは、卒業後に一般企業への就職を目指す生徒等を指します。</p> <p>このような生徒は、本人の実態や希望等により知的障がい特別支援学校高等部や高等学校を進路に選択しています。</p>
8	7	<p>高等特別支援学校の設置についてどのくらいのニーズがあるのか。</p> <p>また、高等特別支援学校の対象となる生徒が、既存の公立又は私立の職業系の高等学校で学ぶことはできないのか。</p>	<p>中学校の通常の学級や知的障がい特別支援学級、特別支援学校中学部から知的障がい特別支援学校高等部に入学する生徒の中には、知的障がい軽度で就職を目指している生徒が在籍しており、これらの生徒には高等特別支援学校で学ぶことへのニーズがあると考えております。</p> <p>高等特別支援学校の対象となる生徒が、本人の希望や学力等に応じて既存の公立又は私立の職業系の高等学校で学ぶこともできます。</p>
9	8	<p>視覚障がい教育について、「高等部専攻科における多様なニーズに対応した職業教育の充実及び卒業生の学び直し等に対する支援の在り方」を「高等部普通科における多様なニーズに対応した職業教育の充実及び高等部専攻科における卒業生の学び直し等に対する支援の在り方」と表現する方が実情に合っている。高等部普通科においては、高等部専攻科や大学への進学、就職等、多くのニーズがある。また、高等部専攻科においては、卒業後に、国家資格取得を目指した指導を受ける機会がなくなる現状がある。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。</p> <p>「・高等部における多様なニーズに対応した<u>教育</u>の充実及び高等部専攻科における<u>卒業生の学び直し等</u>に対する支援の在り方について検討します。」</p> <p>また、御意見の趣旨を参考にして、4ページ「(2) 視覚障がい教育」についても、表現を修正しました。</p>
10	8	<p>寄宿舍の整備を検討する際には、慣れ親しんできた環境を変えることで児童生徒や保護者に与える影響が大きいことを配慮してほしい。もし、寄宿舍の整備を検討する場合には、事前の意見交換会を実施するなどしてほしい。</p>	<p>寄宿舍の整備を行う際には、児童生徒や保護者のニーズの丁寧な把握に努め、対応を検討してまいります。</p>



# 宮崎県立特別支援学校教育整備方針

宮崎県教育委員会

令和4年2月

## —目次—

はじめに	1
<b>I 整備の基本方針</b>	<b>2</b>
1 本方針の位置づけ	2
2 本方針の期間	2
3 本方針の目的	2
4 整備推進に当たっての基本的姿勢	2
<b>II 特別支援学校の現状と課題</b>	<b>3</b>
1 教育環境の整備について	3
（1）特別支援学校全般	4
（2）視覚障がい教育	4
（3）聴覚障がい教育	5
（4）知的障がい教育	5
（5）肢体不自由教育	6
（6）病弱教育	6
2 卒業後の進路等について	7
<b>III 特別支援学校の教育整備方針の内容</b>	<b>8</b>
1 職業教育	8
2 教室不足への対応	8
3 障がい種別に応じた教育	8
（1）視覚障がい教育	8
（2）聴覚障がい教育	8
（3）知的障がい教育	8
（4）肢体不自由教育	8
（5）病弱教育	8
4 寄宿舎	8

## はじめに

我が国では、令和3年1月に中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」（答申）がまとめられ、「新時代の特別支援教育の在り方について」として、特別支援教育の今後の方向性が示されました。この中では、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築し、障がいのある者となない者が共に学ぶ条件整備や、自立と社会参加を見据えた、連続性のある多様な学びの場の充実・整備を進めていくことが必要であるとしています。

また、特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、少子化の中にあっても、特別支援学校の在籍者は増加しており、令和3年9月に特別支援学校設置基準が公布されるなど、教室不足の解消等、教育環境の改善に向けた集中的な施設整備の推進が求められています。

本県においては、平成30年11月に改定した「みやざき特別支援教育推進プラン（改定版）」において、子ども一人一人の学びのニーズに応じた質の高い教育支援システムの構築により、共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進に取り組んでいるところです。特別支援教育を推進するに当たって、特別支援学校の教育環境の充実・整備は重要であり、同プランにおいても、特別支援学校における障がいに配慮した教育環境の計画的な整備を施策の柱の一つとして位置付けています。そこで、この施策を確実に実施していくため、「宮崎県立特別支援学校教育整備方針」を策定することとしました。

策定に当たり、教育や産業等に係る有識者で構成される「宮崎県学校教育計画懇話会」において、今後の特別支援学校における教育環境の在り方について御議論いただき、令和3年10月に「最終まとめ」として御提言をいただきました。その中では、知的障がい特別支援学校高等部における職業教育の在り方や各障がい種に応じた教育環境整備の更なる充実の方向性について、幅広く御意見をいただいたところです。

宮崎県教育委員会は、この学校教育計画懇話会のまとめや本県の特別支援学校の状況等を踏まえ、本県が目指す特別支援学校の教育環境整備について方針を策定しました。今後は本方針に基づき、特別支援学校教育の更なる推進と充実を図るため総合的・計画的な施策を推進してまいります。

---

# I 整備の基本方針

---

## 1 本方針の位置づけ

---

- ・ 宮崎県教育振興基本計画（令和元年策定）における「特別支援教育の推進」、「安全・安心な教育環境の整備・充実」及びみやざき特別支援教育推進プラン（改定版）（平成30年改定）における「安らぎと創造性のある教育環境の実現」に基づいた宮崎県立特別支援学校の教育環境の計画的な整備の方針です。
- ・ 特別支援学校における教室不足の解消について、文部科学省「特別支援学校における教室不足の解消について（通知）」（令和2年1月）において求められている、総合的・計画的な取組の一層の推進及び令和2年度から6年度までの期間における教室不足の解消に向けた集中取組計画につながるものです。

## 2 本方針の期間

---

この教育整備方針の期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とし、5年後の令和8年度を目途に、本県の財政状況や国の施策の動向等に応じて、見直すこととします。

## 3 本方針の目的

---

特別支援学校の課題に対応し、教室不足や狭隘化を解消するとともに、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うために、全県的、総合的な視点に立ち、計画的、段階的に教育環境を整備します。

## 4 整備推進に当たっての基本的姿勢

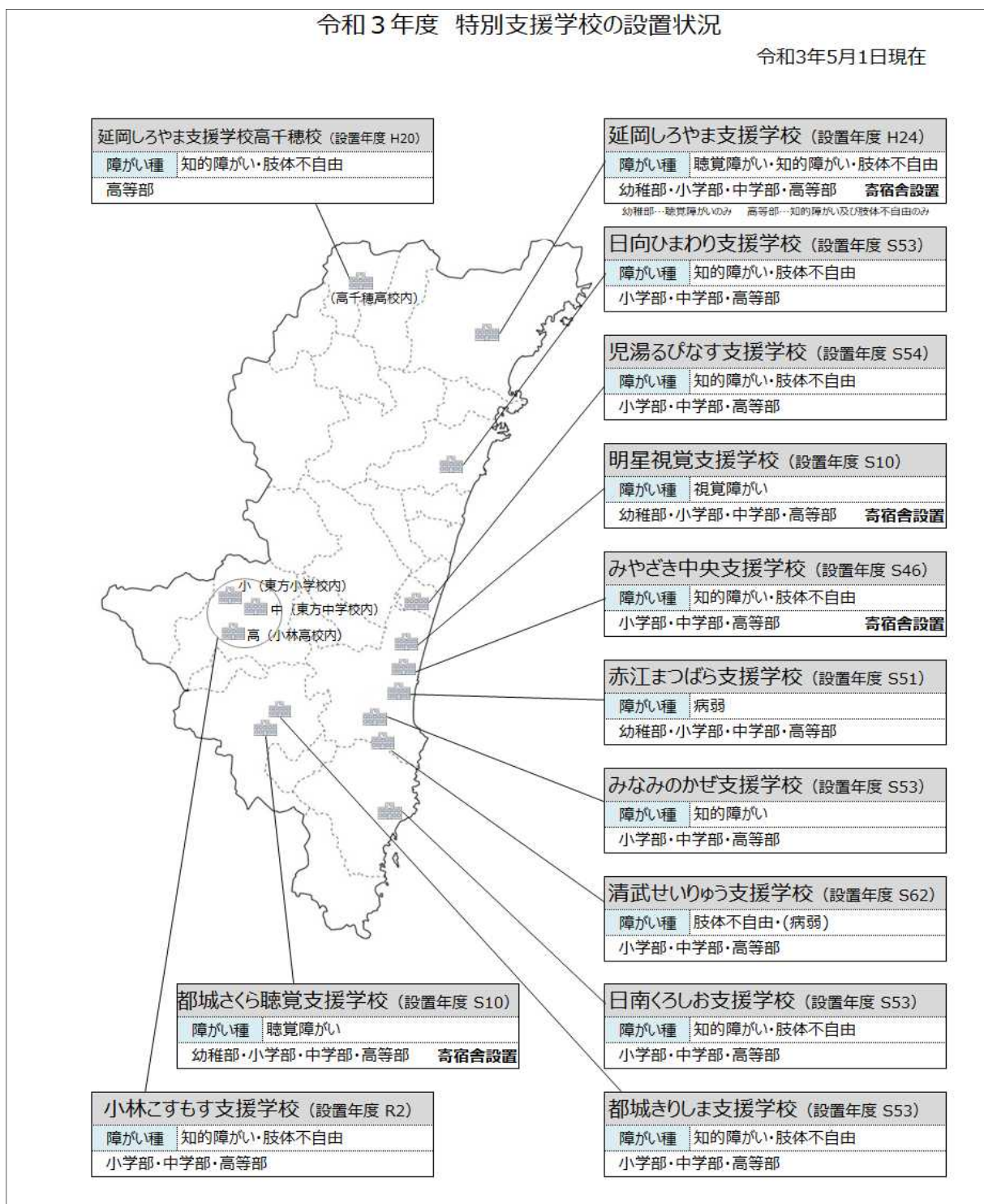
---

- （1）特別支援学校が抱える喫緊の課題を解決するため、優先順位を付けて整備に取り組みます。
- （2）特別支援教育の理念や関係法令等を踏まえるとともに、幼児児童生徒や保護者、社会のニーズに応じた整備とします。
- （3）県の厳しい財政状況を踏まえ、可能な限り既存の県有施設等を有効活用します。

## II 特別支援学校の現状と課題

### 1 教育環境の整備について

本県では、障がいのある子どもが地域の中で過ごし、学ぶことができる地域就学を推進するため、平成16年度から、特別支援学校の計画的、段階的な整備を進めてきました。現在の本県の特別支援学校の設置状況は、以下のとおりです。



## (1) 特別支援学校全般

本県の特別支援学校においては、各地域において高等部教育を受けることができるよう、平成25年度までに、全ての特別支援学校に高等部を設置しています。また、幼稚部については、聴覚障がい教育及び病弱教育を行う特別支援学校に設置しており、さらに、平成30年度には視覚障がい教育を行う特別支援学校においても、早期教育の必要性から新たに設置しています。現在、幼稚部については、単一障がいの教育課程を編成していますが、障がいの多様化に対応するため、重複障がいの教育課程の編成について検討が必要です。

地域での就学に伴いスクールバスのニーズが高まり、これまで未整備であった日向ひまわり支援学校及び児湯るぴなす支援学校においても、令和3年9月からスクールバス2台を導入し、県内の特別支援学校10校に合計20台のスクールバスを整備しています。

また、明星視覚支援学校、都城さくら聴覚支援学校、みやざき中央支援学校及び延岡しろやま支援学校の4校には、寄宿舎を設置しています。スクールバスの整備等により、寄宿舎の在籍児童生徒数は減少していますが、寄宿舎には、長距離通学の負担の解消や集団生活により自立する力を育む等の役割や機能があるため、設置を継続する必要があります。また、延岡しろやま支援学校を除く3校の寄宿舎は、施設・設備が老朽化しており、障がい特性に応じた施設・設備等の改修を行う必要があります。

## (2) 視覚障がい教育

視覚障がい者を対象とした特別支援学校として、明星視覚支援学校が設置されています。

在籍者数は、令和3年度現在24人で、年度によって変動はありますが、20人から30人前後の在籍者数で推移しています。今後もこの状況が続くと予測され、視覚障がい教育を専門に行う学校として設置継続が必要です。(図1)。

また、高等部においては、新たな進路希望等に応じた教育の充実が求められており、高等部専攻科においては、進路保障のため「はり・きゅう・あん摩マッサージ」

等の国家資格取得のための専門的な教育や新たな進路希望等に応じた職業教育の充実が求められています。さらに、専攻科卒業後に職業教育に関する学びの機会を設ける等、支援体制の検討も必要です。

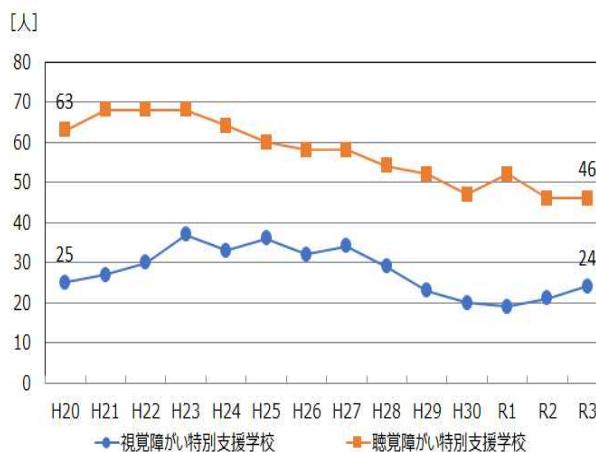


図1 視覚障がい・聴覚障がい特別支援学校の在籍者数の推移

### 対象となる学校

明星視覚支援学校、都城さくら聴覚支援学校  
延岡しろやま支援学校（聴覚障がい教育部門）

### (3) 聴覚障がい教育

聴覚障がい者を対象とした特別支援学校として、都城さくら聴覚支援学校と延岡しろやま支援学校（聴覚障がい教育部門）が設置されています。在籍者数は、令和3年度現在、2校合わせて46人となっており、減少傾向にあります（図1）。今後もこの状況は続くと予測されますが、県南部と県北部の2地域において聴覚障がい教育を専門に行う学校として設置継続が必要です。

聴覚障がいのある幼児児童生徒は、継続的に専門的指導を受ける必要があり、聴覚障がい特別支援学校から遠方の地域に居住する幼児児童生徒に対しては、通級による指導や巡回による教育相談の充実など、ニーズに応じた継続的指導が受けられる体制の検討が必要です。

### (4) 知的障がい教育

知的障がい者を対象とした特別支援学校として、分校を含め9校が設置されています。在籍者数は、少子化の中にあっても増加傾向にあります（図2）。

現在、在籍者の増加により教室不足の状況が継続しているのは、みやざき中央支援学校、みなみのかげ支援学校、日南くろしお支援学校、都城きりしま支援学校、日向ひまわり支援学校及び小林こすもす支援学校です。

今後も、これらの学校において、教室不足が生じる見込みであることから教室の増設や新たな学校の設置などの長期的な対応を検討する必要があります。

また、知的障がい特別支援学校の在籍者には、知的障がいに発達障がいや精神疾患、肢体不自由等の障がいを併せ有する児童生徒が在籍していることから、教員の幅広い専門性に基いた実践的な指導が必要となります。これらに対応するため、自立活動の指導に使用する教室等の特別教室を各校のニーズに応じて整備することが必要です。

さらに、多様化する児童生徒の状況に対応し、高等部の卒業後の自立と社会参加を推進するため、職業教育に重点を置いた職業コースの教育課程について検討していく必要があります。

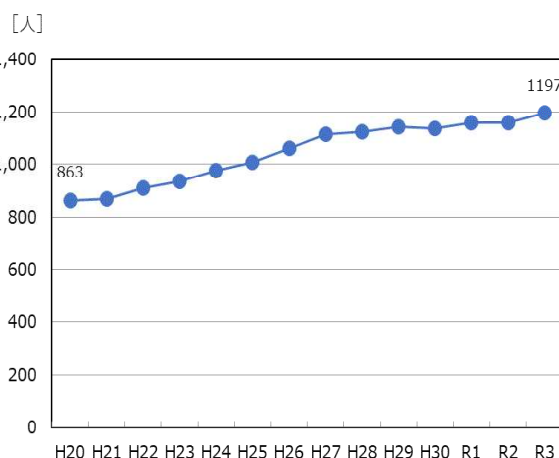


図2 知的障がい特別支援学校の在籍者数の推移

#### 対象となる学校

みやざき中央支援学校、みなみのかげ支援学校、日南くろしお支援学校、都城きりしま支援学校、日向ひまわり支援学校、児湯るびなす支援学校、延岡しろやま支援学校（知的障がい教育部門）  
延岡しろやま支援学校高千穂校、小林こすもす支援学校

## (5) 肢体不自由教育

肢体不自由を対象とした特別支援学校として、清武せいりゅう支援学校及び延岡しろやま支援学校（肢体不自由教育部門）が設置されています。在籍者数は、令和3年度現在、2校合わせて128人となっています（図3）。

在籍者数は減少傾向にあります。県央部と県北部の2地域において肢体不自由教育を専門に行う学校として設置継続が必要です。

また、肢体不自由特別支援学校で高等学校に準ずる教育を行う高等部の教育課程は、延岡しろやま支援学校のみで編成されています。地域での就学と多様な進路希望に対応するため、清武せいりゅう支援学校高等部に、高等学校に準ずる教育課程の設置の検討が必要です。

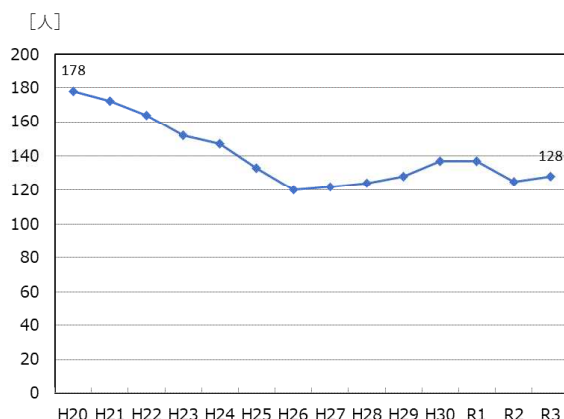


図3 肢体不自由特別支援学校の在籍者数の推移

対象となる学校  
清武せいりゅう支援学校  
延岡しろやま支援学校（肢体不自由教育部門）

## (6) 病弱教育

病弱者を対象とした特別支援学校として、赤江まつばら支援学校が設置されています。在籍者数は、令和3年度現在21人となっています（図4）。近年では、医学の進歩による入院の短期化等により、在籍者数は減少傾向にあります。今後もこの状況は続く予測されますが、病弱教育を専門に行う学校として設置継続が必要です。

また、発達障がいや併せ有する精神疾患のある児童生徒等や医療的ケアを必要とする児童生徒等も在籍していることから、疾患の種類や障がいの状態に応じた教育課程を編成するとともに、児童生徒等のニーズに対応した教育環境の充実を図ることが必要です。

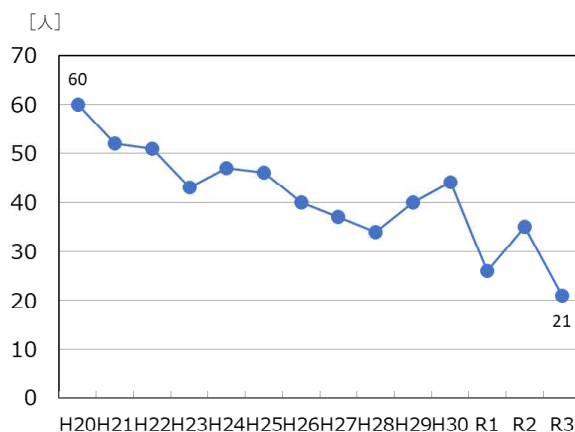


図4 病弱特別支援学校の在籍者数の推移

対象となる学校  
赤江まつばら支援学校



## 2 卒業後の進路等について

令和2年度特別支援学校高等部卒業生155人の進路状況は、障がいの重度・重複化が進む中で、「福祉サービスの利用」が最も多く、全体の61%を占めています。続いて「就職」、「大学や職業訓練機関等への進学」の順となっています（図5）。

一般企業等へ就職した令和2年度の卒業生は39人であり、就職率は25.2%と、全国就職率32.3%（令和元年度）と比較すると下回っている状況です（図6）。

特に、知的障がい特別支援学校高等部においては、障がいが多様化している中、障がいの状態が様々な生徒が、同じ教室で作業学習などを共に学んでいます。

中学校から特別支援学校の高等部に進学し就職を目指す生徒や、特別支援学校の中学部から高等部に進学し福祉サービスを利用して就労や将来の自立を目指す生徒など、それぞれのニーズや障がいの状態に応じた職業教育の充実が必要です。

知的障がいが軽度である生徒には、職業教育を専門的に行う専門学科の設置の検討が必要です。専門学科を設置する際には、

既存の知的障がい特別支援学校には設置する敷地等がないため、新たな高等特別支援学校（高等部のみの特別支援学校）として設置する必要があります。また、設置形態としては、連続した多様な学びの場が必要であることから、障がいのある者となない者が共に学ぶインクルーシブ教育システムの理念に基づき、高等学校に併設して設置することも効果的です。さらに、地域での就学・就職の観点から、県内に複数校の設置を検討する必要があります。

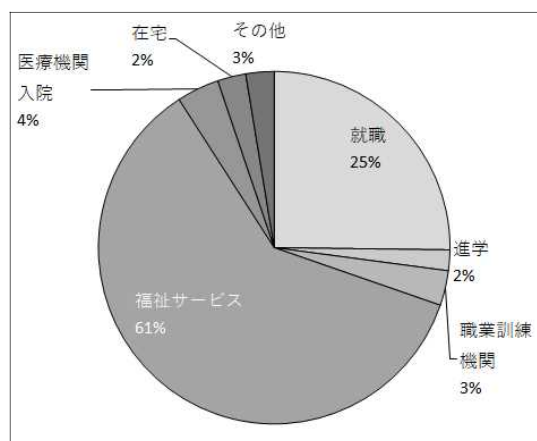


図5 令和2年度高等部卒業生の進路状況

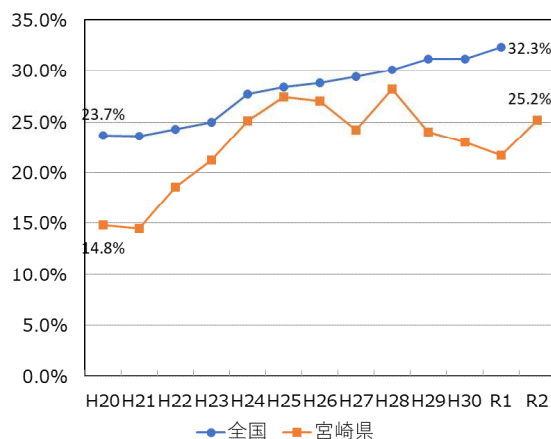


図6 高等部卒業生の就職率

---

## Ⅲ 特別支援学校の教育整備方針の内容

---

本県の特別支援学校の教育の一層の充実を図るとともに、それぞれの障がい種の専門性を重視し、以下の内容について検討し、整備を行います。

### 1 職業教育

---

軽度知的障がいの生徒を対象にした新たな学びの場として、専門的な職業教育を行う職業学科を置く高等特別支援学校を設置します。その際、地域において就職を目指すことができるよう、県内に複数校の設置を検討します。

### 2 教室不足への対応

---

特別支援学校における教室不足の解消に向けた整備を行います。

### 3 障がい種別に応じた教育

---

#### (1) 視覚障がい教育

- ・ 幼稚部における重複障がいのある幼児に対応した教育課程を編成します。
- ・ 高等部における多様なニーズに対応した教育の充実及び高等部専攻科における卒業生の学び直し等に対する支援の在り方について検討します。

#### (2) 聴覚障がい教育

- ・ 幼稚部における重複障がいのある幼児に対応した教育課程を編成します。
- ・ 県内における聴覚障がい教育の充実を図るために、県央部の聴覚障がいの児童生徒等の学びに対する支援の在り方について検討します。

#### (3) 知的障がい教育

- ・ 障がいの重度・重複化、多様化に対応した教育のできる施設整備、教育環境を整備します。
- ・ 高等部普通科における職業教育に対応した教育課程を編成します。

#### (4) 肢体不自由教育

県央部における肢体不自由教育の充実を図るために、既存の特別支援学校において、高等学校に準ずる教育課程を編成します。

#### (5) 病弱教育

- ・ 幼稚部における重複障がいのある幼児に対応した教育課程を編成します。
- ・ 赤江まつばら支援学校における病弱教育を充実するために、疾患の種類に応じた教育体制の在り方について検討します。

### 4 寄宿舍

---

明星視覚支援学校、都城さくら聴覚支援学校及びみやざき中央支援学校の寄宿舍については、それぞれの障がい種に応じた整備について検討します。